

<p style="text-align: center;">野生イノシシに対するCSF豚熱経ロワクチン野外散布実施について</p> <p>野生イノシシへのCSF豚熱経ロワクチンの野外散布は、わが国初めての取り組みであることをに鑑み、農林水産省は実行面で中心的な役割を担う県と緊密な連携を図りつつ、国主導のもとに経ロワクチンの野外散布を実施するため、次のとおり、「CSF豚熱経ロワクチンの野外散布実施に係る指針」を定める。</p> <p style="text-align: center;">CSF豚熱経ロワクチンの野外散布実施に係る指針</p> <p>I 構成</p> <p>(1) 基本方針について</p> <p>(2) 国の役割等について</p> <p>(3) 県の役割等について</p> <p>(4) 経ロワクチンの散布実施体制（散布地区タスクフォース）の整備について</p> <p>(5) 経ロワクチン野外散布に係る県計画の策定について</p> <p>(6) 有効性評価試験の実施について</p> <p>(7) 経ロワクチンの野外散布の実施に係る基本方針等について</p> <p>(8) 経ロワクチンの効果を評価するために実施するサーベイランスについて</p> <p>II 基本方針について</p>	<p style="text-align: center;">野生イノシシに対するCSF経ロワクチン野外散布実施について</p> <p>野生イノシシへのCSF経ロワクチンの野外散布は、わが国初めての取り組みであることを鑑み、農林水産省は実行面で中心的な役割を担う県と緊密な連携を図りつつ、国主導のもとに経ロワクチンの野外散布を実施するため、次のとおり、「CSF経ロワクチンの野外散布実施に係る指針」を定める。</p> <p style="text-align: center;">CSF経ロワクチンの野外散布実施に係る指針</p> <p>I 構成</p> <p>(1) 基本方針について</p> <p>(2) 国の役割等について</p> <p>(3) 県の役割等について</p> <p>(4) 経ロワクチンの散布実施体制（散布地区タスクフォース）の整備について</p> <p>(5) 経ロワクチン野外散布に係る県計画の策定について</p> <p>(6) 有効性評価試験の実施について</p> <p>(7) 経ロワクチンの野外散布の実施に係る基本方針等について</p> <p>(8) 経ロワクチンの効果を評価するために実施するサーベイランスについて</p> <p>II 基本方針について</p>	<p>CSF の記載を豚熱に変更。以下同。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 30px; margin: 0 auto;">参考 4</div>
---	--	---

野生イノシシにおける~~C S F~~豚熱の感染拡大を防止及び環境中のウイルス濃度低減を目的とし、~~あわせて図るため~~、わが国における経ロワクチンの効果的かつ効率的な散布方法の確立に必要な知見を蓄積する使用方法並びに経ロワクチン散布計画の効果及び有効性を分析・評価することを目的とするし、野生イノシシの生息状況、地形、植生等の条件を考慮したて緊急的に経ロワクチンの散布を行うとともに散布効果の分析・評価を行う。

Ⅲ 国の役割等について

- (1) ~~農林水産省~~（以下、「国」）~~（農林水産省）~~は、本指針に定める事項の適正かつ円滑な実施を確保するため、必要な措置等を講じる。
- (2) 国~~（農林水産省）~~は、本指針に基づき行われる経ロワクチン野外散布を実施する上で必要とされる経ロワクチンの調達及び散布に要する費用~~のを全額確保に努める~~するとともに、使用する経ロワクチンの選定、その調達（輸入）等のための調整等を行う。
- (3) 国~~（農林水産省）~~は、研究者・専門家（動物衛生分野、野生動物生態学・行動学分野等）、猟友会その他関係機関等から構成される会議（以下「アドバイザー・グループ」という。）を設置する。
- (4) 国~~（農林水産省）~~は、定期的にあドバイザリー・グループを開催すること等により、経ロワクチンの野外散布の方法、実施状況、経ロワクチン散布計画の効果及び有効性の

野生イノシシにおけるC S Fの感染拡大を防止し、あわせてわが国における経ロワクチンの使用方法並びに経ロワクチン散布計画の効果及び有効性を分析・評価することを目的とする。

Ⅲ 国の役割等について

- (1) 国（農林水産省）は、本指針に定める事項の適正かつ円滑な実施を確保するため、必要な措置等を講じる。
- (2) 国（農林水産省）は、本指針に基づき行われる経ロワクチン野外散布を実施する上で必要とされる経ロワクチンの調達及び散布に要する費用を全額確保するとともに、使用する経ロワクチンの選定、その調達（輸入）等のための調整等を行う。
- (3) 国（農林水産省）は、研究者・専門家（動物衛生分野、野生動物生態学・行動学分野等）、猟友会その他関係機関等から構成される会議（以下「アドバイザー・グループ」という。）を設置する。
- (4) 国（農林水産省）は、定期的にあドバイザリー・グループを開催すること等により、経ロワクチンの野外散布の方法、実施状況、経ロワクチン散布計画の効果及び有効性の

分析・評価、生態系への影響評価等を行い、県に対し必要な技術的助言等を行う。これにより、計画、実施方法、モニタリング・評価方法等の見直し、改善等を図るものとする。

- (5) アドバイザリー・グループは、本指針に基づき実施される経ロワクチンの野外散布の実施に関し、県からの求めに応じ、県に対し必要な技術的助言等を行う。

IV 県の役割等について

- (1) 県は、本指針に規定する事項の適正かつ円滑な実施を確保するため、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される経ロワクチン散布の実施に係る協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 県は、県の実情に応じた適正な経ロワクチン散布の実施を確保する観点から、必要に応じアドバイザリー・グループから技術的助言等を受けるものとする。
- (3) 県は、経ロワクチンの野外散布の実施に先立ち、説明会・研修会・講習会等を開催する等により、~~散布地区タスクフォース~~（後述）~~散布作業の実施者~~に対し、散布方法、交差汚染防止措置等に関する技術的指導等を行う。
- (4) 県は、国（~~農林水産省~~）及びアドバイザリー・グループからの技術的助言等により、計画、実施方法、モニタリング方法等の見直し、改善等を図るものとする。
- (5) 県は、~~C S F~~豚熱の感染拡大を防止及び環境中のウイルス濃度低減のするため、市町村、捕獲関係者その他現場関係機

分析・評価、生態系への影響評価等を行い、県に対し必要な技術的助言等を行う。これにより、計画、実施方法、モニタリング・評価方法等の見直し、改善等を図るものとする。

- (5) アドバイザリー・グループは、本指針に基づき実施される経ロワクチンの野外散布の実施に関し、県からの求めに応じ、県に対し必要な技術的助言等を行う。

IV 県の役割等について

- (1) 県は、本指針に規定する事項の適正かつ円滑な実施を確保するため、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される経ロワクチン散布の実施に係る協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 県は、県の実情に応じた適正な経ロワクチン散布の実施を確保する観点から、必要に応じアドバイザリー・グループから技術的助言等を受けるものとする。
- (3) 県は、経ロワクチンの野外散布の実施に先立ち、説明会・研修会・講習会等を開催する等により、散布地区タスクフォース（後述）に対し、散布方法、交差汚染防止措置等に関する技術的指導等を行う。
- (4) 県は、国（農林水産省）及びアドバイザリー・グループからの技術的助言等により、計画、実施方法、モニタリング方法等の見直し、改善等を図るものとする。
- (5) 県は、C S Fの感染拡大を防止するため、市町村、捕獲関係者その他現場関係機関の理解と協力の下、経ロワクチン散

関の理解と協力の下、経ロワクチン散布と連携し、野生イノシシの捕獲強化を推進する。~~この際、経ロワクチン散布による抗体付与の効果を損なわないよう、捕獲重点エリアの設定等を行う。~~

- (6) 県は、経ロワクチン散布の実施するにあたり、別記様式1に従い、年間の散布計画を作成し、国（農林水産省）に報告する。状況について散布後速やかにまた、具体的な散布スケジュール及び散布結果、散布地点については、別記様式2、3に従い、国（農林水産省）に報告し、その他必要事項についても定期的に報告する。また、国からの要請を受けて、経ロワクチン散布に係る必要な情報を提供する。

V 経ロワクチンの散布実施体制（~~散布地区タスクフォース~~）の整備について

- (1) 県は、~~経ロワクチン散布作業を行う要員を散布地域・地区（後述）ごとに確保し、散布地域・地区ごとに、県、散布要員、地域の猟友会、市町村その他関係機関（業務委託する場合、当該業務受託事業者を含む。）から成る経ロワクチン野外散布地区タスクフォース（以下「散布地区タスクフォース」という。）を設置すると連携し、散布作業を行う要員を確保する。~~

~~（2）散布地区タスクフォースは、散布地区における経ロワクチンの野外散布に係る作業を実施する。~~

~~（3）（2）散布地区タスクフォース~~県は、別記様式2、3に掲げる野外散布の実施に係る全てのデータ（散布地点の位

布と連携し、野生イノシシの捕獲強化を推進する。この際、経ロワクチン散布による抗体付与の効果を損なわないよう、捕獲重点エリアの設定等を行う。

- (6) 県は、経ロワクチンの実施状況について散布後速やかに国（農林水産省）に報告し、その他必要事項についても定期的に報告する。また、国からの要請を受けて、経ロワクチン散布に係る必要な情報を提供する。

V 経ロワクチンの散布実施体制（散布地区タスクフォース）の整備について

- (1) 県は、経ロワクチン散布作業を行う要員を散布地域・地区（後述）ごとに確保し、散布地域・地区ごとに、県、散布要員、地域の猟友会、市町村その他関係機関（業務委託する場合、当該業務受託事業者を含む。）から成る経ロワクチン野外散布地区タスクフォース（以下「散布地区タスクフォース」という。）を設置する。

(2)

(3) 散布地区タスクフォースは、散布地区における経ロワクチンの野外散布に係る作業を実施する。

(4) 散布地区タスクフォースは、野外散布の実施に係る全てのデータ（散布地点の位置、カ所数、散布数量、散布時期等）

~~置、カ所数、散布数量、散布時期等~~を適正に記録・保管し、定期的に県国に報告する。

VI 経ロワクチン野外散布に係る県計画の策定について

- (1) 県は、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ、別紙様式1により経ロワクチンの野外散布の実施計画（以下「県計画」という。）を策定し、国~~（農林水産省）~~に協議する。
- (2) 国~~（農林水産省）~~は、必要がある場合、県に対して、県計画の改善等を要請等する。

~~(3) 県計画は、以下に掲げる項目を含むものとする。~~

- ~~① 使用する経ロワクチンタイプについて~~
- ~~② 県協議会の設置について~~
- ~~③ 散布地区タスクフォースの設置について~~
- ~~④ 経ロワクチン散布を実施する地域・地区について~~
- ~~⑤ 経ロワクチン散布の具体的方法について~~
- ~~⑥ 経ロワクチン散布の実施期間について~~
- ~~⑦ 豚への経ロワクチン株の伝播を回避するための措置について~~
- ~~⑧ 交差汚染防止措置について（マニュアルの策定等を含む。）~~
- ~~⑨ サーベイランス（ウイルス学的・血清学的検査）の実施計画について~~
- ~~⑩ サーベイランスのための捕獲実施計画について~~

を適正に記録・保管し、定期的に県に報告する。

VI 経ロワクチン野外散布に係る県計画の策定について

- (1) 県は、アドバイザー・グループの技術的助言等を踏まえ、経ロワクチンの野外散布の実施計画（以下「県計画」という。）を策定し、国（農林水産省）に協議する。
- (2) 国（農林水産省）は、必要がある場合、県に対して、県計画の改善等を要請等する。

(3) 県計画は、以下に掲げる項目を含むものとする。

- ① 使用する経ロワクチンタイプについて
- ② 県協議会の設置について
- ③ 散布地区タスクフォースの設置について
- ④ 経ロワクチン散布を実施する地域・地区について
- ⑤ 経ロワクチン散布の具体的方法について
- ⑥ 経ロワクチン散布の実施期間について
- ⑦ 豚への経ロワクチン株の伝播を回避するための措置について
- ⑧ 交差汚染防止措置について（マニュアルの策定等を含む。）
- ⑨ サーベイランス（ウイルス学的・血清学的検査）の実施計画について
- ⑩ サーベイランスのための捕獲実施計画について
- ⑪ データの保管・管理体制及びその計画について

様式を定めることにより細かい項目の記載を削除

VII 有効性評価試験の実施について

- (1) 国は、経ロワクチン散布の実行性及び有効性の評価・分析を行う。サーベイランス結果の分析に当たっては、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生部門」という。）の協力を得る。
- (2) 経ロワクチン散布の実行性及び有効性の評価・分析は、以下の事項について行う。

~~① 餌付けの状況（イノシシ、他の動物の誘引状況等を監視カメラ、センサーカメラの映像を用いて分析等）~~

~~②① 経ロワクチンの摂取状況（イノシシ、他の動物の摂取状況等を監視カメラ、センサーカメラの映像を用いて分析）~~

~~1) 散布地点における経ロワクチンの機械的な持ち出しについて（同上）~~

③② 捕獲イノシシについて（年齢、体長、体重、性別、捕獲地点（GPS データ）の記録等）

④③ 死亡イノシシ（死体）について（年齢、体長、体重、性別、発見地点（GPS データ）の記録等）

⑤④ 陽性イノシシについて（捕獲個体・死体別、年齢別、雌雄別に抗原・抗体陽性頭数等の分析）

⑤ 陰性イノシシについて（捕獲個体・死体別、年齢別、雌雄別に分析）

⑥ 散布回数、散布間隔

⑦ その他

VII 有効性評価試験の実施について

- (1) 国は、経ロワクチン散布の実行性及び有効性の評価・分析を行う。サーベイランス結果の分析に当たっては、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生部門」という。）の協力を得る。
- (2) 経ロワクチン散布の実行性及び有効性の評価・分析は、以下の事項について行う。

① 餌付けの状況（イノシシ、他の動物の誘引状況等を監視カメラ、センサーカメラの映像を用いて分析等）

② 経ロワクチンの摂取状況（イノシシ、他の動物の摂取状況等を監視カメラ、センサーカメラの映像を用いて分析）

③ 散布地点における経ロワクチンの機械的な持ち出しについて（同上）

④ 捕獲イノシシについて（年齢、体長、体重、性別、捕獲地点（GPS データ）の記録等）

⑤ 死亡イノシシ（死体）について（年齢、体長、体重、性別、発見地点（GPS データ）の記録等）

⑥ 陽性イノシシについて（捕獲個体・死体別、年齢別、雌雄別に抗原・抗体陽性頭数等の分析）

⑦ 陰性イノシシについて（捕獲個体・死体別、年齢別、雌雄別に分析）

⑧ その他

Ⅷ 経口ワクチンの野外散布の実施に係る基本方針等について

経口ワクチンの野外散布は、以下を基本として実施する。

1 ワクチンの散布実施時期について

<基本方針>

(1) 実施期間は原則として1年間とし、実施期間を~~2-3~~期に分け、ワクチンの散布を実施する。1期の散布は、おおむね4週間隔で2回行う。ただし、自然条件等その他の事情により~~1期2回~~の実施が困難な場合や、~~1期1回の実施とすることがイノシシの抗体付与を図る上でより効果的と判断される場合は、この限りでない散布回数、散布間隔の変更を行い、散布の実行性及び有効性の評価・分析を行うことができる。~~

~~(2) これは、4.5ヶ月齢未満の子イノシシは経口ワクチンを摂取しないとされていること及び成熟イノシシであっても確実に1回の散布でワクチンを摂取するかどうかかわからないことによる。~~

~~(3) (2)~~ 散布時期は、以下を目安とし、散布地域・地区の気候条件、植生、環境中の餌の量、地域における捕獲活動等を踏まえ決定する。

① ~~春前期(第1期)~~ (4月～~~6-6~~月)、② ~~夏期(第2期)~~ (~~7月～9月~~)、

③② ~~冬後期(第3期)~~ (~~11-12~~月～3月)

(4) ワクチン散布時期は、必要に応じアドバイザー・グループ等の助言等を踏まえ決定する。

<考慮事項>

Ⅷ 経口ワクチンの野外散布の実施に係る基本方針等について

経口ワクチンの野外散布は、以下を基本として実施する。

1 ワクチンの散布実施時期について

<基本方針>

(1) 実施期間は原則として1年間とし、実施期間を3期に分け、ワクチンの散布を実施する。1期の散布は、おおむね4週間隔で2回行う。ただし、自然条件等その他の事情により1期2回の実施が困難な場合や、1期1回の実施とすることがイノシシの抗体付与を図る上でより効果的と判断される場合は、この限りでない。

(2) これは、4.5ヶ月齢未満の子イノシシは経口ワクチンを摂取しないとされていること及び成熟イノシシであっても確実に1回の散布でワクチンを摂取するかどうかかわからないことによる。

(3) 散布時期は、以下を目安とし、散布地域・地区の気候条件、植生、環境中の餌の量等を踏まえ決定する。

② 春期(第1期)(4月～6月)、② 夏期(第2期)(7月～9月)、

③ 冬期(第3期)(12月～3月)

(4) ワクチン散布時期は、必要に応じアドバイザー・グループ等の助言等を踏まえ決定する。

<考慮事項>

前期散布：成体のイノシシの未免疫個体を免疫することを想定。当該時期においては、前年の出産期のピーク(5～6月)に生まれた個体が成体となり、ワクチンを摂取可能な個体が多数生息していることが見込まれるため、散布期間よりもイノシシの生息が見込まれる地点への集中的な散布等による摂取機会の増加が重要。

後期散布：出産期のピーク(5～6月)に生まれた個体が移行抗体を消失し、ワクチンを摂取できるまで成長する時期であ

- ~~-(1) 10月から12月はドングリ（堅果類）の季節。イノシシはドングリを好んで食べるため、この時期は散布時期としては不適當~~
- ~~-(2) 7月～9月にかけて、田等を同じイノシシ個体が頻繁に徘徊するのが観察されることもあることから、散布時期の候補として適當~~
- ~~-(3) 2月頃から田の畦の掘り返しが増えることから、散布時期として適當~~
- ~~-(4) 5月～6月は、出産のピークであり、雌はあまり動かなくなる時期であるが、索餌行動は見られるため、散布時期としても差し支えない。~~

2 ワクチン散布地域・地区の設定について

<基本方針>

- (1) 国は、~~野生イノシシにおけるサーベイランス状況を考慮し、CSF豚熱陽性イノシシが確認されていない地域を中心に、広域的な防疫帯（ワクチンベルト）を構築するための候補地域を策定する飼育豚に対する豚熱ワクチン接種推奨地域の設定状況を踏まえ、経口ワクチン散布実施県を決定する。~~
- (2) 県は、~~上記（1）で策定されたワクチンベルトに該当する地域について、野生イノシシでの豚熱の感染拡大防止のため地域の事情を考慮し、具体的な経口ワクチン散布地域・地区を設定し、国と協議を行う。~~

- (1) 10月から12月はドングリ（堅果類）の季節。イノシシはドングリを好んで食べるため、この時期は散布時期としては不適當
- (2) 7月～9月にかけて、田等を同じイノシシ個体が頻繁に徘徊するのが観察されることもあることから、散布時期の候補として適當
- (3) 2月頃から田の畦の掘り返しが増えることから、散布時期として適當
- (4) 5月～6月は、出産のピークであり、雌はあまり動かなくなる時期であるが、索餌行動は見られるため、散布時期としても差し支えない。

2 ワクチン散布地域・地区の設定について

<基本方針>

- (1) 国は、野生イノシシにおけるサーベイランス状況を考慮し、CSF陽性イノシシが確認されていない地域を中心に、広域的な防疫帯（ワクチンベルト）を構築するための候補地域を策定する。
- (2) 県は、上記（1）で策定されたワクチンベルトに該当する地域について、地域の事情を考慮し、具体的な経口ワクチン散布地域・地区を設定し、国と協議を行う。

ることから、これらの個体をターゲットとして免疫することを想定。これらの個体については、娩出時期のずれが想定されるため、散布期間を広くとって摂取可能な個体数を増やすことが重要。

<p>(3) 県は、C S F豚熱陽性イノシシが確認されている地域及びその周辺地域について、ワクチン散布地域・地区を設定しようとする場合は、国と協議を行う。</p> <p>(4) 散布地域・地区は、イノシシの生息圏の地形、地理的条件（河川、道路、居住地、市街地等）、その他の物理的障壁（防護柵等）を踏まえ設定する。</p> <p><u>(5) ワクチン散布地域・地区は、野生鳥獣の狩猟、許可捕獲（有害鳥獣捕獲、個体数調整等）、指定管理鳥獣捕獲等事業、 生息状況調査等によるイノシシの捕獲実績、目撃情報、 調査結果等を基にした、イノシシの生息域の推定に基づき、 設定する。</u></p> <p>(5) <u>(6) 県は、散布地域・区域における経口ワクチンの有効性の評価・分析に資するよう、積極的なサーベイランスの実施に努める。</u></p> <p>(6) <u>(7) 県は、上記（1）～（56）を踏まえ、県計画において具体的なワクチン散布地域・地区を定めるものとし、 ワクチン散布地域・地区を変更する場合は、あらかじめ国と協議を行う。</u></p> <p><考慮すべき事項> 特に抗原陽性率（感染率）の高いエリアについては、一旦、経口ワクチンの散布を中断し、サーベイランス検査により感染動態をモニタリングすることも考慮に入れること</p> <p>3 餌付け（誘引：feeding）について <手作業による散布></p>	<p>(3) 県は、C S F 陽性イノシシが確認されている地域及びその周辺地域について、ワクチン散布地域・地区を設定しようとする場合は、国と協議を行う。</p> <p>(4) 散布地域・地区は、イノシシの生息圏の地形、地理的条件（河川、道路、居住地、市街地等）、その他の物理的障壁（防護柵等）を踏まえ設定する。</p> <p>(5) ワクチン散布地域・地区は、野生鳥獣の狩猟、許可捕獲（有害鳥獣捕獲、個体数調整等）、指定管理鳥獣捕獲等事業等によるイノシシの捕獲実績、目撃情報等を基にした、イノシシの生息域の推定に基づき、設定する。</p> <p>(6) 県は、上記（1）～（5）を踏まえ、県計画において具体的なワクチン散布地域・地区を定める。</p> <p><考慮すべき事項> 特に抗原陽性率（感染率）の高いエリアについては、一旦、経口ワクチンの散布を中断し、サーベイランス検査により感染動態をモニタリングすることも考慮に入れること</p> <p>3 餌付け（誘引：feeding）について <手作業による散布></p>	
---	---	--

(1) 経口ワクチンの散布に先立ち、あらかじめ(注：ドイツの場合、散布 10 日前とされている。)、散布候補地点で餌付け(誘引)を行い、散布地点の選定を行う。

~~(1)~~ (2) 散布地点の選定に当たっては、ドローン等の活用により、省力的に実施に努めること。

~~(2)~~ (3) 具体的な散布地点の候補地は、以下の観点を踏まえ、山林部、竹林部、林縁部、耕作放棄地（特に水田放棄地）、等から適切な場所を選定する。

- ① 野生イノシシの休息地点 (Resting sites) に近いこと
- ② 散布の作業効率を考慮し、イノシシが出現し易く、餌付け作業やワクチン散布作業が容易に実施できること
- ③ 餌付け状況をセンサーカメラ、監視カメラ等で容易にモニタリングできること
- ④ イノシシによる掘り返しのある場所を優先すること
- ⑤ 他の動物や周辺の農作物への直接的間接的な影響を回避できる場所であること
- ⑥ 周辺住民の協力と理解が得られる場所であること
- ⑦ VIII 4 (7) (後述) に基づき養豚農家の理解が得られていること

(3) 餌付けはを行う場合、できるだけ経口ワクチンの形状に近い固形物（例えば、キューブ状の豚用配合飼料等）を土中に埋め、その周囲に少量のトウモロコシ粒（ペレット）、米ぬか等を撒くなどして行う(注：これら誘引物は、必要かつ可能な範囲で、毎日、新たなものを撒くよう努める。)。

(4) また、イノシシが土中の経口ワクチンを容易に見つけ、摂

(1) 経口ワクチンの散布に先立ち、あらかじめ（注：ドイツの場合、散布 10 日前とされている。）、散布候補地点で餌付け（誘引）を行い、散布地点の選定を行う。

(2) 具体的な散布地点の候補地は、以下の観点を踏まえ、山林部、竹林部、林縁部、耕作放棄地（特に水田放棄地）、等から適切な場所を選定する。

- ① 野生イノシシの休息地点 (Resting sites) に近いこと
- ② 散布の作業効率を考慮し、イノシシが出現し易く、餌付け作業やワクチン散布作業が容易に実施できること
- ③ 餌付け状況をセンサーカメラ、監視カメラ等で容易にモニタリングできること
- ④ イノシシによる掘り返しのある場所を優先すること
- ⑤ 他の動物や周辺の農作物への直接的間接的な影響を回避できる場所であること
- ⑥ 周辺住民の協力と理解が得られる場所であること
- ⑦ VIII 4 (7) (後述) に基づき養豚農家の理解が得られていること

(3) 餌付けは、できるだけ経口ワクチンの形状に近い固形物（例えば、キューブ状の豚用配合飼料等）を土中に埋め、その周囲に少量のトウモロコシ粒（ペレット）、米ぬか等を撒くなどして行う（注：これら誘引物は、必要かつ可能な範囲で、毎日、新たなものを撒くよう努める。）。

(4) また、イノシシが土中の経口ワクチンを容易に見つけ、摂

取することが出来るようにするため、トウモロコシ粒や米ぬかなどを土壌中に含ませ（例：5 cm ごとに含ませる。）、掘れば、餌が出てくるようにすることも考慮する。また、地表にも少量の誘引餌を撒く。

- (5) ~~(3) 及び (4) に加え、省力化のため、~~給餌器（ベイトステーション）を地上に設置し、誘引餌を置くことができる。
~~イノシシによる誘引餌の摂食が確認された場合には、経ロワクチンを設置し、その摂食個数を記録する。~~
- (6) 新規の散布地点を選定する場合、必要に応じ、センサーカメラ、監視カメラを設置する等により、誘引される動物の種類等を確認するとともに、餌付け状況を記録し、散布地点として適当かどうかの評価を行う。既存の散布地点については、散布地点の確認時又は経ロワクチンの散布時に餌付けを行う等とこれまでの経ロワクチンの散布実績等から、餌付けを行わなくても十分な経ロワクチンの摂取食が期待される場合や、養豚農場周辺でCSF経ロワクチンの未散布地域で豚熱陽性イノシシが発生し、緊急的な速やかなワクチン散布が必要な場合等には、餌付けを省略できる。
- (7) カメラの設置箇所数は、新規散布地点や必要と思われる地点において、少なくとも散布地点数の1/10か所を目安とし、各々の散布地点の餌付け状況をモニタリングできる場所を選定して、必要に応じ複数機設置する。

4 ワクチン散布地点（feeding place）と散布数量について
<手作業による散布>

取することが出来るようにするため、トウモロコシ粒や米ぬかなどを土壌中に含ませ（例：5 cm ごとに含ませる。）、掘れば、餌が出てくるようにすることも考慮する。また、地表にも少量の誘引餌を撒く。

- (5) (3) 及び (4) に加え、給餌器（ベイトステーション）を地上に設置し、誘引餌を置くことができる。イノシシによる誘引餌の摂食が確認された場合には、経ロワクチンを設置し、その摂食個数を記録する。
- (6) センサーカメラ、監視カメラを設置する等により、誘引される動物の種類等を確認するとともに、餌付け状況を記録し、散布地点として適当かどうかの評価を行う。これまでの経ロワクチンの散布実績等から、餌付けを行わなくても十分な経ロワクチンの摂食が期待される場合や、養豚農場周辺でCSF陽性イノシシが発生し、緊急的なワクチン散布が必要な場合等には、餌付けを省略できる。
- (7) カメラの設置箇所数は、少なくとも散布地点数の1/10か所を目安とし、各々の散布地点の餌付け状況をモニタリングできる場所を選定して、必要に応じ複数機設置する。

4 ワクチン散布地点（feeding place）と散布数量について
<手作業による散布>

- (1) ワクチンの散布地点 (feeding place) のか所数は、イノシシの生息状況等を踏まえ、散布地域・地区におけるイノシシの推定生息圏 (山林部、竹林部、林縁部等) の面積 1km^2 (100ha) 当たり 0.5 か所から 1 か所を目安として設定する。
- (2) 例えば、散布対象地域・地区におけるイノシシの推定生息圏 (山林部、竹林部、林縁部等) の面積が 50km^2 とすれば、25 か所から 50 か所の範囲で散布地点を設定する。散布地点は、必ずしも 1km^2 メッシュ内に均等に設置するものではなく、イノシシの生息状況、餌付け状況等を踏まえ、設置するものとする。なお、1 つの 1km^2 メッシュ内に複数の散布地点が存在することは、同一 (イノシシ) 個体が複数の散布地点のワクチンを摂取することを促す可能性がある点に留意して、散布地点を設定する。
- (3) 1 つの散布地点 (feeding place) の面積 (目安) は $100\text{m}^2 \sim 200\text{m}^2$ とし、散布地点の地形等を踏まえ設定する。なお、一つの散布地点に ~~20~~30 個の経口ワクチンを散布する必要があることから、散布地点は一定の面積を確保する必要がある。
- (4) 散布地点には、必要に応じて センサーカメラ、監視カメラを設置する等により、イノシシ及びイノシシ以外の野生鳥獣による摂取状況等を記録する。
- (5) カメラの設置か所数は、~~少なくとも散布地点数の 1/10 か所を目安とし、~~は各々の散布地点の摂取状況をモニタリングできる場所を選定して、必要に応じ複数機設置する。
- (6) 散布地点の選定は、土地所有者を含む住民等への理解と協

- (1) ワクチンの散布地点 (feeding place) のか所数は、イノシシの生息状況等を踏まえ、散布地域・地区におけるイノシシの推定生息圏 (山林部、竹林部、林縁部等) の面積 1km^2 (100ha) 当たり 0.5 か所から 1 か所を目安として設定する。
- (2) 例えば、散布対象地域・地区におけるイノシシの推定生息圏 (山林部、竹林部、林縁部等) の面積が 50km^2 とすれば、25 か所から 50 か所の範囲で散布地点を設定する。散布地点は、必ずしも 1km^2 メッシュ内に均等に設置するものではなく、イノシシの生息状況、餌付け状況等を踏まえ、設置するものとする。なお、1 つの 1km^2 メッシュ内に複数の散布地点が存在することは、同一 (イノシシ) 個体が複数の散布地点のワクチンを摂取することを促す可能性がある点に留意して、散布地点を設定する。
- (3) 1 つの散布地点 (feeding place) の面積 (目安) は $100\text{m}^2 \sim 200\text{m}^2$ とし、散布地点の地形等を踏まえ設定する。なお、一つの散布地点に 20~30 個の経口ワクチンを散布する必要があることから、散布地点は一定の面積を確保する必要がある。
- (4) 散布地点には、センサーカメラ、監視カメラを設置する等により、イノシシ及びイノシシ以外の野生鳥獣による摂取状況等を記録する。
- (5) カメラの設置か所数は、少なくとも散布地点数の 1/10 か所を目安とし、各々の散布地点の摂取状況をモニタリングできる場所を選定して、必要に応じ複数機設置する。
- (6) 散布地点の選定は、土地所有者を含む住民等への理解と協

力の下に行く。

- (7) 養豚農場がワクチン散布地域・地区に位置する場合であつて、当該農場が散布地点からおおむね半径 1 km の範囲内に位置する場合は、経口ワクチン散布計画及びその趣旨等について、あらかじめ養豚農家に説明する等により理解を得た上で、散布地点を設定する。

5 ワクチン散布方法について

<手作業による散布>

- (1) ワクチンの散布作業は、原則として 5 日以内とする。
- (2) 散布に当たって、ワクチンが 4 度以上にならないよう、保冷ボックス等を使用するなどにより、適正な温度管理の下で、ワクチンを輸送・散布等する。
- (3) ワクチンは、他の小動物等が摂取しないよう、おおむね 10cm 程度の深さの土中に埋める。
- (4) 一つの散布地点には、少なくとも 10 の穴 (single bait depot) ~~【多い方が望ましい】~~を掘り、各穴には、最大 ~~2-3~~ 個の経口ワクチンを、少量のトウモロコシ粒 (ペレット) や米ぬか等の誘引餌とともに投入する。~~【注：ドイツ等の場合、一つの散布地点に、1～2kg のトウモロコシ粒を土中及び地表部に撒くとされている。】~~
- (5) イノシシが土中の経口ワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにするため、トウモロコシ粒や米ぬかを土壌中に含ませる等する。

~~-(5)-~~ (6) 給餌器による誘引餌の摂取が確認された場合、

力の下に行く。

- (7) 養豚農場がワクチン散布地域・地区に位置する場合であつて、当該農場が散布地点からおおむね半径 1 km の範囲内に位置する場合は、経口ワクチン散布計画及びその趣旨等について、あらかじめ養豚農家に説明する等により理解を得た上で、散布地点を設定する。

5 ワクチン散布方法について

<手作業による散布>

- (1) ワクチンの散布作業は、原則として 5 日以内とする。
- (2) 散布に当たって、ワクチンが 4 度以上にならないよう、保冷ボックス等を使用するなどにより、適正な温度管理の下で、ワクチンを輸送・散布等する。
- (3) ワクチンは、他の小動物等が摂取しないよう、おおむね 10cm 程度の深さの土中に埋める。
- (4) 一つの散布地点には、少なくとも 10 の穴 (single bait depot) **【多い方が望ましい】**を掘り、各穴には、最大 3 個の経口ワクチンを、少量のトウモロコシ粒 (ペレット) や米ぬか等の誘引餌とともに投入する。**【注：ドイツ等の場合、一つの散布地点に、1～2kg のトウモロコシ粒を土中及び地表部に撒くとされている。】**
- (5) イノシシが土中の経口ワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにするため、トウモロコシ粒や米ぬかを土壌中に含ませる等する。
- (6) 散布したワクチンは、散布 5 日後に回収する。ただし、経

給餌器によるワクチン散布を行うことができる。

~~-(6)-(7) 散布したワクチンは、散布5日後以降に散布地点における摂取状況の確認、摂取摂食残さの容器等の回収を行う。ただし、経口ワクチン散布の有効性評価のために、散布地点数の1/10か所を上限として、餌付け、散布及び回収並びにセンサーカメラ、監視カメラ等の設置の全てを実施するモニタリング地域を設定した場合には、モニタリング地域以外の地域では、捕獲作業や次回散布時に経口ワクチンの回収を行うことも可とし、カメラの設置は省略することができる。~~

~~-(7) 摂取状況の確認、容器等の回収の効率化を図るワクチンの回収漏れを防止するため、各穴に目印を付し（例えば、小枝や石などイノシシの誘引を妨げる恐れのないモノを設置する等）、写真撮影する等の措置を講じる。~~

~~(8) 散布期間中は、必要かつ可能な範囲において、毎日、ワクチンの摂食状況をチェックする。~~

(9) ワクチン散布地域では、ワクチン散布（設置）後150日間、捕獲等を一時的に中止する。なお、農作物や養豚場への有害鳥獣による被害がある場合は、捕獲を優先する。

<空中散布>

空中散布の手引き書（令和2年7月9日付け2消安第1691号）に従い適切に実施する。以下に基本事項のみ記載する。

(1) 航空機を用いた空中からのワクチン散布（以下「空中散布」という。）は、人が容易にアクセスできず、手作業による散布が困難な又は効率的ではない山岳地帯等において、イ

口ワクチン散布の有効性評価のために、散布地点数の1/10か所を上限として、餌付け、散布及び回収並びにセンサーカメラ、監視カメラ等の設置の全てを実施するモニタリング地域を設定した場合には、モニタリング地域以外の地域では、捕獲作業や次回散布時に経口ワクチンの回収を行うことも可とし、カメラの設置は省略することができる。

(7) ワクチンの回収漏れを防止するため、各穴に目印を付し（例えば、小枝や石などイノシシの誘引を妨げる恐れのないモノを設置する等）、写真撮影する等の措置を講じる。

(8) 散布期間中は、必要かつ可能な範囲において、毎日、ワクチンの摂食状況をチェックする。

(9) ワクチン散布地域では、ワクチン散布（設置）後10日間、捕獲等を一時的に中止する。なお、農作物や養豚場への有害鳥獣による被害がある場合は、捕獲を優先する。

<空中散布>

空中散布の手引き書（令和2年7月9日付け2消安第1691号）に従い適切に実施する。以下に基本事項のみ記載する。

(1) 航空機を用いた空中からのワクチン散布（以下「空中散布」という。）は、人が容易にアクセスできず、手作業による散布が困難又は効率的ではない山岳地帯等において、イノ

<p>ノシシに効果的に抗体を付与するために実施するものとする。</p> <p>(2) 空中散布は、地上に経口ワクチンを存置することから、ワクチンの失活が懸念される夏場の高温時の散布は避ける。</p> <p>(3) 空中散布に当たっては、餌付け及び経口ワクチンの回収は要しない。</p> <p>(4) 空中散布を行う際は、地域住民、捕獲者等に対し、散布計画（散布時期、場所等）を周知し、経口ワクチン散布後に経口ワクチンを発見したときはみだりに触れないよう依頼する。</p> <p>(5) 空中散布を行う飛行ラインは、イノシシの生息域に関する情報を踏まえ、国土地理院の地図情報等を利用し、設定する。</p> <p>(6) 空中散布に当たっては、当面、1 km²当たり 50 個の経口ワクチンを目安として散布密度を設定し、散布面積及び必要ワクチン数を含めた散布計画を策定する。</p> <p>(7) 空中散布は、以下のいずれかの方法により散布する。散布時の飛行高度及び時速は、散布エリアの地形の特性等を考慮して、個別に設定する。</p> <p>① イノシシの生息地点(寝床)が具体的に特定されておらず、イノシシによる経口ワクチンの摂取機会を増やすため、広域に経口ワクチンを散布することが効果的である場合においては、航空機の飛行ラインに沿って、一定の飛行距離ごとの散布個数を設定し、散布を行う（クラスター散布）。</p>	<p>シシに効果的に抗体を付与するために実施するものとする。</p> <p>(2) 空中散布は、地上に経口ワクチンを存置することから、ワクチンの失活が懸念される夏場の高温時の散布は避ける。</p> <p>(3) 空中散布に当たっては、餌付け及び経口ワクチンの回収は要しない。</p> <p>(4) 空中散布を行う際は、地域住民、捕獲者等に対し、散布計画（散布時期、場所等）を周知し、経口ワクチン散布後に経口ワクチンを発見したときはみだりに触れないよう依頼する。</p> <p>(5) 空中散布を行う飛行ラインは、イノシシの生息域に関する情報を踏まえ、国土地理院の地図情報等を利用し、設定する。</p> <p>(6) 空中散布に当たっては、当面、1 km²当たり 50 個の経口ワクチンを目安として散布密度を設定し、散布面積及び必要ワクチン数を含めた散布計画を策定する。</p> <p>(7) 空中散布は、以下のいずれかの方法により散布する。散布時の飛行高度及び時速は、散布エリアの地形の特性等を考慮して、個別に設定する。</p> <p>① イノシシの生息地点(寝床)が具体的に特定されておらず、イノシシによる経口ワクチンの摂食機会を増やすため、広域に経口ワクチンを散布することが効果的である場合においては、航空機の飛行ラインに沿って、一定の飛行距離ごとの散布個数を設定し、散布を行う（クラスター散布）。</p>	
---	--	--

② イノシシの生息地点が特定されており、集中的に経口ワクチンを投下することが効果的である場合においては、散布地点を設定して、散布を行う（スポット散布）。

6 交差汚染防止措置について

<基本方針>

- (1) 餌付け時、ワクチン散布時、ワクチン容器等の回収時及びサーベイランスの捕獲時に ~~CSF-豚熱(豚熱)~~ ウイルスの交差汚染を防止するため、県は消毒措置等交差汚染防止措置に係るマニュアル等を策定する。
- (2) 県は散布地区タスクフォース散布作業実施者に対し、適時適切な時期に、上記マニュアルの周知徹底を図るため、講習会、研修会等を開催し、交差汚染防止上必要な措置を徹底する。
- (3) 県はワクチン散布要員が適正に交差汚染防止措置を講じられているかどうかについて、定期的に実地による点検等必要な措置を講じる。

7 ワクチン株の飼育豚への機械的伝播を防止するための措置について

<基本方針>

- (1) 県は、以下により、散布したワクチンが小動物等により機械的に養豚農場に持ち込まれることを防止するための措置等を講じる。

② イノシシの生息地点が特定されており、集中的に経口ワクチンを投下することが効果的である場合においては、散布地点を設定して、散布を行う（スポット散布）。

6 交差汚染防止措置について

<基本方針>

- (1) 餌付け時、ワクチン散布時、ワクチン回収時及びサーベイランスの捕獲時に CSF(豚熱) ウイルスの交差汚染を防止するため、県は消毒措置等交差汚染防止措置に係るマニュアル等を策定する。
- (2) 県は散布地区タスクフォースに対し、適時適切な時期に、上記マニュアルの周知徹底を図るため、講習会、研修会等を開催し、交差汚染防止上必要な措置を徹底する。
- (3) 県はワクチン散布要員が適正に交差汚染防止措置を講じられているかどうかについて、定期的に実地による点検等必要な措置を講じる。

7 ワクチン株の飼育豚への機械的伝播を防止するための措置について

<基本方針>

- (1) 県は、以下により、散布したワクチンが小動物等により機械的に養豚農場に持ち込まれることを防止するための措置等を講じる。

- ① ワクチンを埋めた穴の地表部分に石等を置くことで、イノシシ以外の小動物による掘り返しを防止する。
 - ② 必要に応じ、センサーカメラ、監視カメラ等でイノシシ以外の小動物による掘り返し等の状況を監視・確認する。
 - ③ 周辺住民や農家に対し、散布計画（散布時期、場所等）を周知するとともに、万が一、経ロワクチンの全部又は一部を発見した場合、速やかに現地~~タスクフォース~~市町村等に報告するよう周知する。
- (2) 県は、~~散布地区タスクフォース~~散布作業実施者に対し、適時適切な時期に、上記（1）についての周知徹底等を図るため、講習会、研修会等を開催する。
- (3) 県は、適正に飼育豚への機械的伝播の防止措置を講じられているかどうかについて、定期的に実地による点検等を行う。
- (4) 県~~及び散布地区タスクフォース~~は、経ロワクチンが無断で持ち出されること等のないよう、厳重に保管管理するとともに、保管個数を確認し、常時把握する。

Ⅸ 経ロワクチンの効果を評価するために実施するサーベイランスについて

<基本方針>

- (1) 経ロワクチン散布計画の効果を評価するため、サーベイランスを実施する。

- ① ワクチンを埋めた穴の地表部分に石等を置くことで、イノシシ以外の小動物による掘り返しを防止する。
 - ② センサーカメラ、監視カメラ等でイノシシ以外の小動物による掘り返し等の状況を監視・確認する。
 - ③ 周辺住民や農家に対し、散布計画（散布時期、場所等）を周知するとともに、万が一、経ロワクチンの全部又は一部を発見した場合、速やかに現地タスクフォース等に報告するよう周知する。
- (2) 県は、散布地区タスクフォースに対し、適時適切な時期に、上記（1）についての周知徹底等を図るため、講習会、研修会等を開催する。
- (3) 県は、適正に飼育豚への機械的伝播の防止措置を講じられているかどうかについて、定期的に実地による点検等を行う。
- (4) 県及び散布地区タスクフォースは、経ロワクチンが無断で持ち出されること等のないよう、厳重に保管管理するとともに、保管個数を確認し、常時把握する。

Ⅸ 経ロワクチンの効果を評価するために実施するサーベイランスについて

<基本方針>

- (1) 経ロワクチン散布計画の効果を評価するため、サーベイランスを実施する。

(2) サーベイランスは、捕獲イノシシと斃死個体（イノシシの死体）について、遺伝子学的検査（PCR 法）及び血清学的検査（ELISA 法）により行う。

(3) サーベイランスのための捕獲は、ワクチン散布 ~~150150~~ 日後から開始する。

(4) PCR 法により抗原陽性と判断された場合であって、ワクチン散布開始 15 日目から 19 日目までの ~~5-6-5~~ 日間に捕獲されたイノシシについては、以下を場合において、抗原がワクチン株由来である可能性が想定されるため、必要に応じて、動物衛生研究部門の協力を得てシーケンス解析を行うこととする。

① 陽性イノシシの捕獲地点は、ワクチン散布地点から、概ね 2 km (※) の範囲内であること陽性イノシシの捕獲地点は、

② 山塊等でワクチン散布点とつながっているなど、イノシシの行動圏と見なすことができること。

※イノシシ母系集団の生息圏・移動距離を踏まえた距離。

②

経口ワクチンの散布時期及び捕獲時期から、当該陽性反応がワクチン株（C 株）による可能性がある場合、動物衛生部門の協力を得て、塩基配列を解析し野外ウイルス由来か、ワクチン株由来かを判定する。

(5) 農作物への被害の懸念から有害捕獲を停止することが困難な場合において、捕獲されたイノシシについては、ワクチン

(2) サーベイランスは、捕獲イノシシと斃死個体（イノシシの死体）について、遺伝子学的検査（PCR 法）及び血清学的検査（ELISA 法）により行う。

(3) サーベイランスのための捕獲は、ワクチン散布 10 日後から開始する。

(4) PCR 法により抗原陽性と判断された場合であって、経口ワクチンの散布時期及び捕獲時期から、当該陽性反応がワクチン株（C 株）による可能性がある場合、動物衛生部門の協力を得て、塩基配列を解析し野外ウイルス由来か、ワクチン株由来かを判定する。

散布開始1日目から19日目までの20日間に捕獲されたイノシシについて、上記区(4)①及び②の考え方にに基づき対応する。

(~~6-5~~) 捕獲ワナ等は、散布対象地域の山林部、竹林部、林縁部等に設置す9るものとし、地域的な偏りが生じることのないよう設置場所を決定する。

(~~7-6~~) また、ワナ等は、経ロワクチン散布効果の評価・検証に必要なデータの取得が可能な確実にイノシシを捕獲できる場所に設置し、捕獲状況等を考慮し必要に応じ、設置場所を変更する。

(~~8-7~~) 経ロワクチンの効果測定のためのサーベイランス捕獲目標頭数は、100 km²当たり月5頭以上とする。

(~~9-8~~) 斃死個体については、発見通報に基づき検査を行う。~~イノシシ以外の野生鳥獣の死亡個体、衰弱個体が発見された場合には、発見日、発見場所、発見した鳥獣種、発見状況等の記録を取る。~~

(~~10-9~~) 捕獲個体は全て、可能な範囲において、体重、体長を客観的かつ正確に測定し、かつ、歯列又はその他の適切な方法により、以下の年齢区分に分類する。

① ~~幼獣1歳未満~~、② ~~成獣1歳齢～2歳齢~~、③ ~~2歳齢超~~

(~~11-9~~) ~~散布地区タスクフォース~~は、サーベイランスに供するため捕獲したイノシシ及び死亡個体について、捕獲・発見日時・場所、推定年齢の範囲その他必要な情報を記録・保管・管理し、定期的に県に報告する。

(~~12-4~~) 県は、サーベイランス検査の進捗状況を定期的に国農林水

(5) 捕獲ワナ等は、散布対象地域の山林部、竹林部、林縁部等に設置するものとし、地域的な偏りが生じることのないよう設置場所を決定する。

(6) また、ワナ等は、確実にイノシシを捕獲できる場所に設置し、必要に応じ、設置場所を変更する。

(7) 経ロワクチンの効果測定のためのサーベイランス捕獲頭数は、100 km²当たり月5頭とする。

(8) 斃死個体については、発見通報に基づき検査を行う。イノシシ以外の野生鳥獣の死亡個体、衰弱個体が発見された場合には、発見日、発見場所、発見した鳥獣種、発見状況等の記録を取る。

(9) 捕獲個体は全て、可能な範囲において、体重、体長を客観的かつ正確に測定し、かつ、歯列又はその他の適切な方法により、以下の年齢区分に分類する。

① 1歳未満、② 1歳齢～2歳齢、③ 2歳齢超

(10) 散布地区タスクフォースは、サーベイランスに供するため捕獲したイノシシ及び死亡個体について、捕獲・発見日時・場所、推定年齢の範囲その他必要な情報を記録・保管・管理し、定期的に県に報告する。

(11) 県は、サーベイランス検査の進捗状況を定期的に農林水産

産省消費・安全局動物衛生課に報告する。

(以上)

省消費・安全局動物衛生課に報告する。

(以上)